

目標（４）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各施策の進捗について

●学生本位の視点に立った教育の実現

・大学教育の質的転換を図るため、平成30年12月から中央教育審議会大学分科会において、大学における教学マネジメントの方策について検討を行い、令和元年度に「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会大学分科会)を策定・周知した。本指針により、大学が自ら定める「3つの方針」に基づく教育課程の編成・実施や、学修成果の把握・可視化、情報の公表等を促し、「学修者本位の教育」の実現に向けた各大学の取組を推進している。

・また、大学の認証評価制度において、「3つの方針に関すること」等を共通評価項目として追加し、平成30年度からの認証評価に反映した。

●教員・学生の流動性の向上

・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。

令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。

・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

・大学等における履修証明制度について、最低時間数の短縮や履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。

・日本人学生による海外の大学等での学修や、外国人学生を我が国の大学等が受け入れるための機会の拡大に向け、ジョイント・ディグリーをさらに推進すべく、設置認可要件の緩和等関係規定の改正を行った。

・実務家教員が1年に6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを法令上明記し、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進した。

●教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。

・令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。

・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

【再掲の施策群】

- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

進捗の総括

学生の学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善状況に課題が見られたことを踏まえ、目標に向けた施策として、「教学マネジメント指針」を策定し、各大学の取組を推進するとともに、高大接続改革については、共通テストへの導入を見送った記述式問題や総合的な英語力評価を含め、改めて大学入試の在り方を議論し、各大学の好事例を選定・公表する仕組みの導入に着手した。その他、教員・学生の流動性向上及び高等教育機関間の連携強化に向けた制度改善・周知や事業等を実施した。

課題とその対応

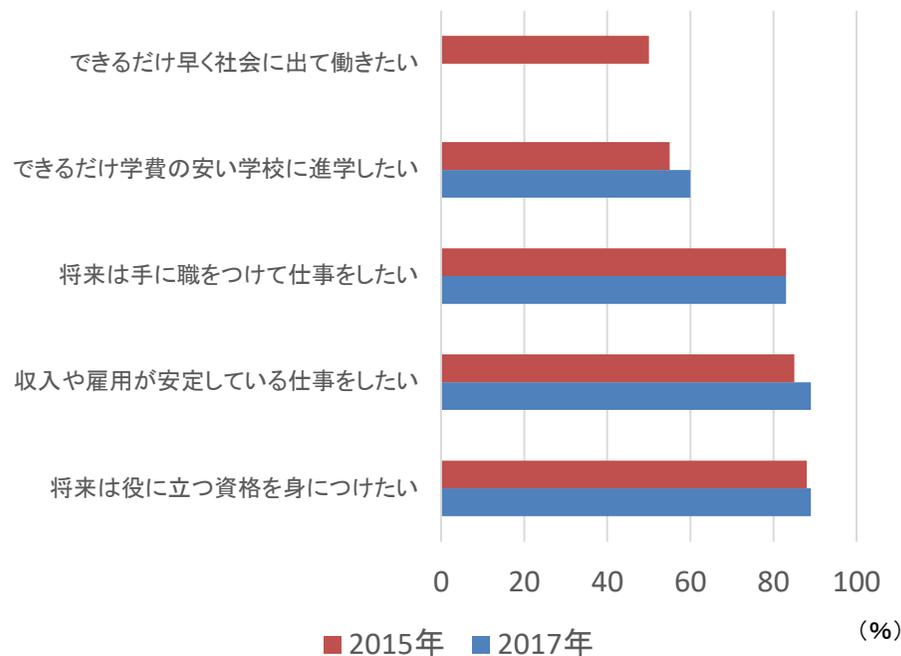
授業外学修時間が十分でない、学修者や教育者が学習成果や教育成果を把握できるよう可視化する必要があるといった課題に対し、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）に基づく教育の実質化を進める観点から、「教学マネジメント指針」に基づく大学の取組を引き続き促進するとともに、大学の質保証システムの改善・充実を行う。

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各指標の状況について

参考指標：進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合



一般社団法人全国高等学校PTA連合会・株式会社リクルートマーケティングパートナーズ合同調査「高校生と保護者の進路に関する意識調査」

進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増している。

※調査は2015、2017年データまでしかなく、第3期計画期間外。

各施策の進捗について

●各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

・小・中学校の新学習指導要領に新たに「キャリア教育の充実」が明記され、小・中・高等学校を通じてキャリア教育が体系的に推進することとされた。また、児童生徒が自らの学習活動を記述し振り返ることのできる「キャリア・パスポート」をすべての小・中・高等学校等において令和2年4月から導入し、将来の生き方を考える活動等における活用を図った。

・また、令和3年度に大学等において正規の教育課程として実施しているインターンシップの中から、優れた取組を表彰する「大学等におけるインターンシップ表彰」を実施し、4校受賞校を決定した。さらに、各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与すること等ができることを明記した通知を改めて発出した。

・専門学校においては、企業等と密接に連携して、実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を平成25年に創設。令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されている。

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

・実践的な職業教育に重点を置く新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学が平成31年度に開始され、同年度には、一般の大学及び短期大学において専門職大学制度の特色を取り入れた専門職学科も制度化された。令和4年4月現在、専門職大学15校、専門職短期大学3校、専門職学科1校1学科が開学している。

・また、職業実践力育成プログラムについては、令和3年度よりDX分野等を新たなテーマとして設定するとともに、新たに43課程を認定し、令和4年4月以降の認定課程数は357課程となる予定である。

・職業実践専門課程は、令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されており、令和4年度から、認定校に係る追加的経費への都道府県補助について特別交付税措置が講じられることとなった。

●関係府省が連携した学校から社会への接続支援

・学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境を構築するため、関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）で当該年度の大学2年次に属する学生等に対する採用活動について、遵守いただきたい事項を経済団体等（約1,250団体）に対して要請を実施。また、厚生労働省が作成した労働関係法令や制度を学べる教材を周知するなど、様々な機会をとらえて労働法制に関する理解醸成を図っている。なお、令和4年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、公民科において雇用と労働問題について指導している。

目標（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各施策の進捗について

● 学びを通じた地方への新たな人の流れの構築

・内閣府とともに地方に定着する若者に対する奨学金返還支援の取組を進めるとともに、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増の制度化を実施した。また、中央教育審議会大学分科会において「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－」（審議まとめ）をとりまとめ、同審議まとめに基づく各種施策を推進した。

・地方にある豊かな自然、固有の歴史や伝統、文化等の魅力の学びについては、自然体験活動等の普及啓発事業や、青少年団体等を対象とした実証事業を実施するとともに、令和元年度には、農林漁村体験などの多様な体験活動についての事例集を作成し、公表した。また、国立青少年教育振興機構では、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動等の機会や場を提供しているほか、地域の様々な人々と協働しながら地域・社会にある課題解決に向けた実践活動を行うことで、郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成に資する、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施している。なお、令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、関係する各教科等において郷土や地域について指導することとしており、その趣旨の周知を図った。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進（後掲）

進捗の総括

新しい学習指導要領に「キャリア教育の充実」が明記され、小・中・高等学校を通じてキャリア教育を体系的に推進するとともに、「キャリア・パスポート」をすべての小・中・高等学校において導入し、将来の生き方を考える活動等における活用を図った。大学においてはインターンシップ表彰の実施やボランティア活動への単位付与の運用上の明確化を図るとともに、専門学校においては「職業実践専門課程」を推進し、約4割の専門学校において認定されている。また、実践的な職業教育に重点を置く「専門職大学」及び「専門職短期大学」制度が開始されるとともに、一般の大学等における専門職学科が制度化された。大学等における「職業実践力育成プログラム」の認定も推進している。

課題とその対応

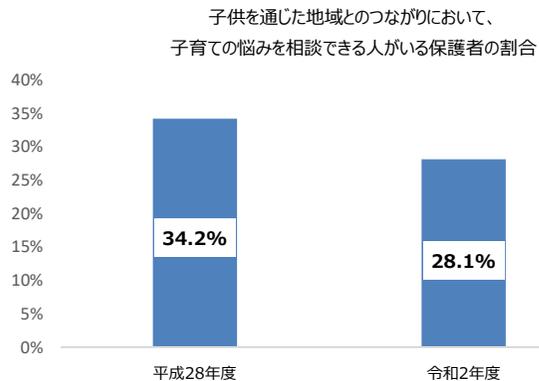
社会的・職業的自立に向けて、初等中等教育段階においては、新学習指導要領に基づくキャリア教育を着実に実施、キャリア・パスポートの活用や教師との対話的な関わりの中でのキャリア形成を図るとともに、高等教育段階においては専門職大学・専門職短期大学の推進のほか、地域や産業界との対話によるプログラムの共同構築等の推進、専門学校における職業実践専門課程の充実を図る。

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

各指標の状況について

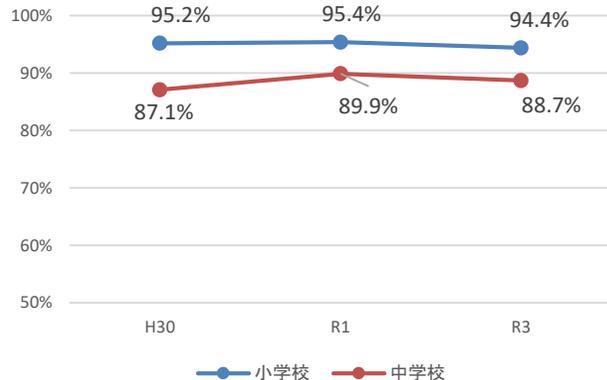
測定指標： 地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善



平成28年度の調査時に比べ、令和2年度は、子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が低下した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられる。

令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」(文部科学省委託調査)

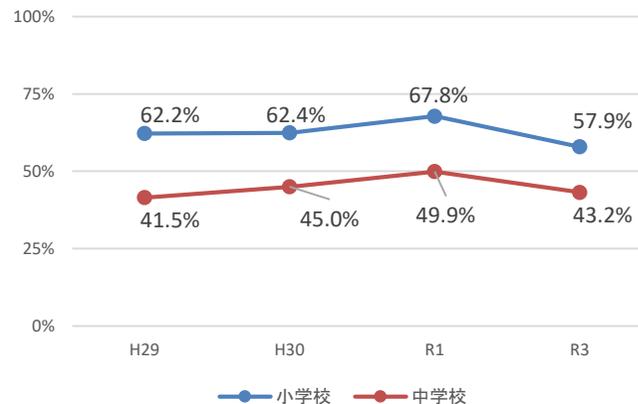
参考指標： 保護者や地域のひととの協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合



H30からR3の間、高い数値を維持している。コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の構築が全国的に進んでいることも要因として考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (質問)「(学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など)保護者や地域のひととの協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合の合計

測定指標： 地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善



H30からH31の間ではあてはまる・どちらかといえば、あてはまると回答した割合が増加したが、R3は減少している。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、そもそも地域行事自体が自粛された影響等も考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (質問)「地域の行事に参加している」について、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合の合計

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

各施策の進捗について

●家庭の教育力の向上

・地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組を推進するために、地方公共団体向けの補助事業や委託事業を実施したことにより、全国の「家庭教育支援チーム」数は平成29年度の721チームから令和2年度の986チームまで着実に増加しており、地域における多様な人材を活用した家庭教育支援の取組が進んでいる。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合は低下したという課題が見られるため、今後は、自ら相談の場等にアクセスすることが困難な家庭への支援の強化を含めた効果的な家庭教育支援の推進に向けて、全国の家庭教育支援チームや民間団体の支援手法を集約・分析し、その成果の全国的な普及啓発に取り組む。

●地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

・地域と学校の連携・協働を推進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組に対して財政支援を行うとともに、必要な地域へ先駆的な実践者のアドバイザー（CSマイスター）としての派遣や、普及啓発を図るための全国フォーラムの実施などの取組により、地域と学校の連携・協働体制の構築（コミュニティ・スクールの導入校数：11,856校、地域学校協働本部にカバーされている学校数：19,471校（令和3年5月1日時点））は飛躍的に進んでいる。一方で、導入状況には自治体間格差・学校種間格差が生じている。今後は、全国の理解促進のための周知・啓発や地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の機能強化、アドバイザーの配置等による都道府県教育委員会の伴走支援体制の強化、地域と学校の連携・協働による教育活動の支援を行うことにより、導入の加速化に取り組むとともに、活動内容の充実を図る。

・高校生等がビジネスの手法を取り入れながら、地域の大人たちとともに地域課題を解決する「地域ビジネス創出事業」（Social Business Project：略称 SBP）について、後援等により取組を推進している。

進捗の総括

地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合や地域の行事に参加している児童生徒の割合については改善していると評価することは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられる。家庭の教育力の向上に向けては、家庭教育支援チームが増加しており、取組が進んでいる。地域と学校の連携・協働については、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組への支援やアドバイザー派遣により、体制構築が進んでいる。

課題とその対応

地域で相談できる人がいる保護者の割合が低下したという課題が見られることから、全国の家庭教育支援チームや民間団体の支援手法を集約・分析し、その成果の全国的な普及啓発に取り組む。コミュニティ・スクールについては、導入状況に自治体間や学校種間で格差が生じていることから、全国の理解促進のための周知・啓発や地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の機能強化等を行い、導入の加速化・活動内容の充実を図る。